（法第二十二条第四項等において準用する法第六条の規定による経営強化計画等の公表）

第四十四条　金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二十二条第一項の規定により経営強化計画の承認をしたとき又は同条第三項の規定により経営計画の提出を受けたときは、同条第四項において準用する法第六条の規定により、当該承認又は提出の日付、当該経営強化計画又は経営計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計画に添付された第二十四条第一号に掲げる書類を公表するものとする。

（協同組織金融機能強化方針等の提出）

第五十条　法第三十四条の三第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに法第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面（以下この条において「申込額書面」という。）を提出する農林中央金庫は、別紙様式第五号により作成した協同組織金融機能強化方針及び別紙様式第六号により作成した申込額書面に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあっては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあってはその旨を記載した書面を含む。以下この章において同じ。）、農林中央金庫において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第三十四条の三第一項第二号及び令第三十条の三各号に掲げる事項並びに同項第四号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

［六～八　略］

（法第三十四条の三第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項）

第五十一条　法第三十四条の三第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

一　［略］

二　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ　農水産業協同組合等（法第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。）による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

ロ　［略］

ハ　協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画（次に掲げる事項を記載した計画をいう。）を適切かつ円滑に実施するための方策

(1)　報告基準日における各特別関係協同組織金融機関等（法第三十四条の三第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいい、農水産業協同組合等に限る。以下この章において同じ。）の中小規模事業者等向け貸出比率の水準を、当該各特別関係協同組織金融機

（法第二十二条第四項等において準用する法第六条の規定による経営強化計画等の公表）

第四十四条　金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二十二条第一項の規定により経営強化計画の承認をしたとき又は同条第三項の規定により経営計画の提出を受けたときは、同条第四項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該承認又は提出の日付、当該経営強化計画又は経営計画を提出した農水産業協同組合の名称、当該経営強化計画又は経営計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計画に添付された第二十四条第一号に掲げる書類を公表するものとする。

（協同組織金融機能強化方針等の提出）

第五十条　［同上］

［一～四　同上］

五　役員の履歴書、農林中央金庫において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第三十四条の三第一項第二号及び令第三十条の二各号に掲げる事項並びに同項第三号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

［六～八　同上］

（法第三十四条の三第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項）

第五十一条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　農水産業協同組合等（法第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下この章において同じ。）による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

ロ　［同上］

ハ　［同上］

(1)　報告基準日における各特別関係協同組織金融機関等（法第三十四条の三第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下この章において同じ。）の中小規模事業者等向け貸出比率の水準を、当該各特別関係協同組織金融機関等が特別関係協同組織金融